

LESSAR 使用許諾特約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p>スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① <u>LESSAR Free</u></p> <p>② <u>LESSAR Light</u></p> <p>(2) 「AR マーカー」</p> <p>本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。</p> <p>(3) 「AR コンテンツ」</p> <p>本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p>スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① <u>LESSAR Free</u></p> <p>② <u>LESSAR Entry</u></p> <p>③ <u>LESSAR Standard</u></p> <p>④ <u>LESSAR Light</u></p> <p>⑤ <u>LESSAR Limited</u></p> <p>(2) 「AR マーカー」</p> <p>本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。</p> <p>(3) 「AR コンテンツ」</p> <p>本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。</p>
<p><u>第4条（秘密保持の対象外）</u></p> <p><u>本ソフトウェアは、AR コンテンツの情報を公衆に広く公開することにより、お申込者自身もしくはお申込者の商品又はサービスの認知度を向上させるためのソフトウェアです。したがって、AR コンテンツの情報は秘密保持の対象外とし</u></p>	<p>削除</p>

<p>ます。</p>	<p>第4条 (第三者のAR マーカー等の登録等)</p> <p>1. <u>ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するためにAR マーカー及びAR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できない」ものとします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又はWeb サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できない」ものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>LESSAR Free</u> ② <u>LESSAR Entry</u> ③ <u>LESSAR Standard</u> <p>2. <u>ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するためにAR マーカー及びAR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できる」ものとします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又はWeb サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できる」ものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>LESSAR Light</u> ② <u>LESSAR Limited</u>
------------	---